

厚生委員会会議録

平成23年1月25日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 12:35

○委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。「市立病院の運営について」を議題といたします。「市立病院の現状について」、執行部の説明を求めます。

○健康増進課長

「市立病院の現状について」ご報告申し上げます。1月12日に開催されました飯塚市立病院管理運営協議会におきまして、指定管理者の地域医療振興協会から市立病院の現状と病院の建て替え計画について報告がありましたので、ご報告いたします。お手元に配布しています資料1ページの飯塚市立病院の医師数等の状況をお願いいたします。

医師数及び看護師の状況についてご説明いたします。まず医師数でございますが、平成22年4月1日と比較いたしますと正規職員数は変わりありませんが、非常勤医師が全体で1名の増、内科が1名の減、整形外科、麻酔科が各1名の増となっております。看護師の状況につきましては、真ん中の1番右端になりますが、全体で2名の増となっております。

続きまして、患者数の状況についてご説明いたします。資料の2ページをお願いいたします。平成22年4月から12月までの診療科別患者数の各月の推移と、21年度の同期間の実績との比較表でございます。各月の入院患者数、外来患者数、合計となっております。表の縦の項目が診療科、合計、1日当たり患者数、病床利用率となっております。1日当たりの患者数で見ますと、入院患者数は9月を除き200人を超え平均で205.2人、外来患者数412.8人となっております。表で見ますと下段の右から3段目になりますが、前年度と比較しますと入院患者数で48.8人の増、外来患者数で75.6人の増となっております。

3ページをお願いいたします。平成22年4月から11月までの損益推移表でございます。上段が22年度、中段が21年度、下段が前年度との比較となっております。平成22年度の上半期では、事業利益が4027万2千円の赤字となっておりますが、事業外利益と合わせた経常利益は6071万4千円の黒字となっております。平成21年度と比較いたしますと、事業利益は約2億円程改善しております。

続きまして4ページをお願いいたします。平成22年8月18日開催の当委員会で建て替えの検討に入る旨報告しておりましたが、今回の整備計画では、検査・レントゲン棟、中央棟、西病棟、ボイラー棟の建て替えを行いまして、東病棟の一部の改修を予定しております。スケジュールといたしましては、23年度に基本設計・実施設計を行いまして、平成27年度末までに工事を完了する予定といたしております。建て替えにつきましては、合併特例債を活用し、出来るだけ負担の軽減をはかりたいと考えております。

その次のページの平面図でございますが、図面の真ん中ほどのところに斜線を引いた部分がございますが、先ほど説明いたしました検査・レントゲン棟、中央棟、西病棟、ボイラー棟、この部分を建て替えの予定にいたしております。大体の丸を書いておりますが、イメージとしてここに建設を予定しているところでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありますか。

○楡井委員

おはようございます。いま説明のあった資料の1ページ、医師の問題なんですが、依然として3つの科です、医師が確保できない状況が続いております。このあたりが今回の協議会

でどういふふうな討議になったのかということについて、ご説明願いたいと思います。関連なんですけど、4ページにあります診療科目ですよ、新しい。ここでも依然として現在医師のいない3つの科が依然として診療科に掲げているわけですよ。それでここらあたりとの整備計画をやった後でも、この3つの科は継続することになるんでしょうけども、そういうところを含めて医師の確保の問題についてご説明願いたいと思います。

○健康増進課長

医師の確保の問題につきましては協議会でも、まだ当初の計画から下回っているということで早急な確保ということでは言われております。ただ今年度、22年度も医局関係、大学の医局関係に全体で13日訪問をいたして、お願いにあがっております。それ以外にもいま市立病院に勤務しております常勤医師を通じまして、大学の医局にアプローチをとっているところでございます。それと先ほど言われました診療科目でございますが、13科目で常勤がいない診療科もございまして、非常勤で対応して診療行為を行っているところでございます。引き続きこの13科につきましては常勤医師の確保に今後も努めてまいり、最終的には常勤医師を確保いたしまして13科とも診療行為を行っていきたいとは考えています。

○楡井委員

それと関連するんですけど2ページにですね、脳神経外科という科目がありまして、当然ここはお医者さんがいないんですけど、昨年が347人、ことしが747人の外来、入院はできませんので入院じゃないんですけど、外来が約倍ぐらいに、倍以上ですかね、になってるんですよ。それでこの科目の、わかりやすいと言ったらおかしいですけど、ニーズと言いますかね、この課のですね、これがかなり強いことも反映してるんじゃないかと思うんですよ。ここに常勤のお医者さんができて、入院ができればですね、営業と言いますか、経営状態の改善にもつながっていくんじゃないかというふうに考えるんで、ぜひこれはどうしても常勤のお医者さんを確保していただきたいというのが1つですね。それからリハビリなんですけど、お医者さんがなくて、非常勤のお医者さんが1人おられるようなんですが、ここはかなり通院・外来の患者さんも多いんですよ。常勤のお医者さんがなくて診療ができるものなのかどうかですね、確かに整体師と言いますか、リハビリ師と言うんですかね、この方たちは何人もおられるようなんですけども、その方たちとドクターとの関係はどうなってるんですか。

○健康増進課長

まず脳神経外科でございますが、現在産業医科大のほうから週2日、2名の方が診療にあたっていただいておりますが、やはり一時期、脳神経外科を中止にしておりましたが、再開するにあたりまして、他の診療科を受けられた方が、ここにもあるのだったら一緒に診てもらおうというような形で徐々に患者数が増えてきております。それとリハビリにつきましては、いまリハビリが増えた部分につきましては、整形外科の手術後のリハビリの分が増えております。実際、リハビリ科に非常勤1人ということでございますが、実際にリハビリ計画は整形外科の常勤の医師が計画を立てましてリハビリの担当の作業療養士、そこらへんが実際のリハビリにあっている状況でございます。

○楡井委員

それから2ページですね、表の1番下から2行目の段、病床利用率というのがありまして、昨年62.6%、ことしが82.1%ということで19.5%伸びてる状況があるんですよ。これはこのページだとかを見れば、整形外科の関係の入院患者さんがかなり増えてるようになってきて、そのことでこれだけ入院の、言うならベッドの稼働率が上がったんじゃないかというふうに思うんですが、82%というのは採算ラインとの関係で見てどうなりますかね。

○健康増進課長

当委員会でも採算ラインにつきましては80%ということで今までお答えをいたしてまいりました。それで現実に82%、80%を超えておりますけども、いまの入院の状況といたしまし

て高齢者の方が増えたということで、入院日数が増えてきています。入院日数が増えた部分で診療のお金といたしましては逆に悪くなるというような状況もございます。それで実際に整形外科でかなりの手術数をこなしてはいますが、その高齢者の方の入院が増えたためにベッド数が確保できない部分もございまして、稼働率が高すぎて逆に手術が行えないという状況もございまして、それで現状といたしまして、その部分の改善策をとということで、病院側でいま検討しているところでございます。

○榎井委員

いまの説明はですね、3ページの右の表の1番上のところに平成22年度、21年度を2段分けて書いてあって、1番下にその比較があるんですけども、入院収益単価が21年に比べて22年は105円、月平均ですけど、下がって、外来収益単価が214円増えている。それがここに反映しているというような意味ですかね。

○健康増進課長

そういうこととございます。それで月によっても、その単価の動きがございまして、できるだけその収益率の高いような形での事業展開ができるかどうかということ、今後も含めて検討していくということとございます。

○榎井委員

同じページの左側の数がたくさんあるところで、先ほど言われた事業利益は4千万円程まだ赤字になってる。経常利益は6千万円プラスになっているということで、前年と比べれば2億円ぐらい改善にはなっているというふうな説明があったというふうに思いますが、1番下の経常利益のところを見ると、言うなら6千万円ほど、事業外収益も含めてすれば6千万ほどあがってる。事業収益だけでも2億円ですかね、増収になってるという関係はですね、国保会計から見た場合に、国保会計の医療報酬と言いますかね、医療費の増大という関係から見たらどうなりますか。

○健康増進課長

その問題につきましては単純に比較ということではできませんけども、飯塚市立病院自体が入院・外来の収益が上がるということは、それだけ患者さんが増えて事業費は高くなってきているということとございますが、現実に国保会計だけではなくて、医療費全体の、福岡県全体の医療費の動向といたしましては増加傾向にあるのではないかと、ただ今まで他の病院にかかってらっしゃった方が市立病院に、近くにあるんだからということで来られるようになるということであれば、単純にはそこが全体を押し上げているということにはなりません、基本的には市立病院の患者の皆さんはこの飯塚医療圏の方がほとんどで、おそらくその中の医療圏の中の動きの中で、患者様がこちらのほうに受診をされるようになったのではないかと考えております。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は、掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「生活保護の運用について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

お諮りいたします。本件は、掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「子育て環境について」を議題といたします。「病児・病後児保育施設の開設について」及び「飯塚市立津原保育所の民間移譲に伴う法人募集要項について」、執行部の説明を求めます。

○保育課長

「病児・病後児保育施設の開設について」、資料はございませんので、口頭で報告させていただきます。

病児・病後児保育事業につきまして、保護者等が就労している場合において子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病気の児童を一時的に保育する事業で、現在、横田にあります医療法人アガペこどもクリニックもりたに併設した「キッズハウスいづか」で実施しております。

平成22年度中に新たに1カ所を増やす計画を進めてまいりましたが、穂波地区の忠隈にあります医療法人宮嶋外科内科医院に本年4月1日より新規開設することが決まりました。現在、県の子育て応援基金を活用して病院内の施設整備が行われています。これによりまして市内に施設が2カ所となり、市内全域での利用ニーズにも対応できることとなりました。

今後も保護者の子育てと就労の両立を支援するために、保護者への周知を図ってまいりたいと思います。

次に「飯塚市立津原保育所の民間移譲に伴う法人募集要項の概要について」ご説明いたします。

資料の1ページをお願いします。1. 移譲する保育所の名称、所在地及び定員についてでございます。(1) 名称 飯塚市立津原保育所、(2) 所在地 飯塚市津原663番地15、(3) 定員 45名でございます。2. 移譲年月日は平成24年4月1日とします。3. 応募資格については(1) 飯塚市内で認可保育所若しくは認可幼稚園を運営している法人、または、飯塚市内に住所を有する社会福祉法人及び子育て支援を行っているNPO法人としていいます。今回の要項を作成するにあたり、運営検討委員会において保育所以外の社会福祉事業を運営している社会福祉法人には応募資格があり、また、国では幼保一元化と最近盛んに言われ将来的に子ども園という構想がある中で、幼稚園を運営している学校法人や宗教法人には応募資格を与えないというのはいかがなものかというご意見がございました。このことを踏まえまして、飯塚市内で認可保育所もしくは認可幼稚園を運営している法人を加えて応募資格については、門戸を広げております。(3) 移譲に当たっての諸条件、別紙になりますが、これについては後でご説明いたします。

4. 応募手続きについての(3) 募集期間については、前回は募集要項等配布期間と受付期間に分けておりましたが、今回は募集期間として2月16日から3月18日までとして約1カ月の期間を募集期間としていますので、申込法人にとっては応募準備が十分にできるのではないかと考えております。(4) 応募書類の配布及び提出先については市保育課としています。

2ページをお願いいたします。5. 選考方法等についてでございます。(1) 飯塚市公立保育所運営検討委員会において選考します。また、選考は書類審査のほか、現在運営されている施設の現地調査と理事長及び施設長、予定者を含めましたところのヒアリングを行ないます。選考の時期は、3月下旬から4月中旬を予定しています。なお、津原保育所保護者に対するプレゼンテーションも行っていただきます。

次に(2) 審査基準概要については、国の保育指針や最低基準に定めてあります内容に沿って、審査項目を①基本的事項についてから⑤財務状況の5項目に整理しております。(3) 選考結果については、文書により通知いたします。

3ページをお願いいたします。別紙1 飯塚市立津原保育所移譲にあたっての諸条件につい

てご説明いたします。1. 移譲の方法についてでございますが、(1)の建物につきましては、過去の保育所の鑑定額を勘案して、基準としております横田保育所3840万円でございましたが、これより鑑定をいたしました結果、津原保育所につきましては評価額1480万円で低額であることから無償譲渡と考えております。(2)土地、市有地：383平方メートルは、年額46,000円で有償貸付とします。あわせて(3)保育所内の津原老松神社所有地1,464平方メートルは、津原老松神社との土地賃貸借契約により、当該神社に所定の賃借料を支払う必要があります。(4)備品は原則として無償譲渡とします。

2. 保育所運営についてでございますが、(1)保育所運営から(5)法人の資産についてまで5項目の条件を定めております。(2)保育内容の③でございますが、特別保育の実施にあたっては、保護者と十分に協議を行うこととしております。前回は、延長保育と休日保育を実施することとして、特別保育の義務付けをしていただきましたが、今回は保護者のニーズに応じて対応することとしております。

4ページをお願いします。(4)職員について、引継ぎ関係でございますが、①児童と保護者の不安を招かないために、指定された期間に職員を配置し、保育所の運営を円滑に引き継ぐことができることとしています。前回は、10月から1月までの期間でしたが、今回は年間を通して行事内容等を把握していただくために、移譲後から来年1月までの期間は必要に応じて施設長又は主任候補者を延べ95日以上配置することとしております。これに要する人件費分として臨時職員賃金95日相当の67万円を市が助成いたします。2月から3月の期間は開所日1日あたり前回は5名でしたが、津原は園児が少ないことから2名以上配置することとしております。これに要する人権費等については法人の負担といたします。保育士は4年以上の経験を有する者が3分の1以上含まれていることとしております。津原保育所で勤務する臨時保育士4人を積極的に採用していただき、保育の連続性に努めていただくこととしております。④移譲後の保育所運営を円滑に行なうため施設長は、移譲時に在園中の園児が卒園するまでは交代しないこととしております。(5)法人の資産につきましては、①運用財産として1000万円以上の預金を有していることとしております。

以上で説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありますか。

○楡井委員

子育て全般でいいんですね。いま説明のありました津原保育所の問題については関連で後ほど質問させていただきますが、第1点、昨日の公共施設のあり方に関する調査特別委員会でも問題になりました平恒保育所の関連なんですが、平恒保育所を建て替えるというような認識があったんじゃないかと思えます。この平恒保育所を建て替えなければならないというのは理由も昨日の公共施設のあり方に関する調査特別委員会で述べられたようには古いということやトイレの問題等がありましたので、それは分かることとして、この建て替えを認識した時期ですね、これはいつ頃建て替えなければならないというふうに思われたんでしょうか。

○保育課長

平恒保育所の老朽化等については以前からいろいろな指摘もあっておりましたが、この時期の具体的な検討に入りましたのは、ことし設置されました公立保育所運営検討委員会の中で具体的な諮問をお願いいたしまして、検討をお願いしております。そしてその中で9月にその答申が出され、具体的に今後進めていくというなことを計画として考えております。

○楡井委員

ことしと言われましたよね。ことしですか。今年度という意味じゃないんですか。

○保育課長

昨年でございます。昨年の9月に答申が出されております。

○楡井委員

その答申というふうに言われたんですが、その答申の中で建て替えないかという認識になったというふうに言われたんですが、利用者や付近の住民の方たちの意見はもっと以前から出ていたんじゃないか、統合とかいうことは別にしてですね、この改善のことについては出てたんじゃないかと思うんですよね。それはどういうふうに認識されておりましたか。

○保育課長

先ほど委員も言われましたが、以前から保育所の保護者のほうから、まず保育所前の道路等が狭いということ、それから駐車場のスペースがない、それからトイレについては依然としてまだくみ取り式ということで、老朽化も進んでいるということで、そういう苦情等については日頃より保育所のほうに寄せられておりました。

○楡井委員

それがその昨年の会議で、運営委員会ですか、そこで初めて問題になったというような認識なんですか。

○保育課長

初めて問題になったということではございませんが、保育課としても今までそういう対応というか、総合的に今から保育所民営化、統廃合を含めたところでどういうふうにやっていくかということは内部的に検討しておりました。

○楡井委員

以前からですね、住民の方たちの意見も出ていた。そして内部ではそういう意見もあったということなんですけども、ここにきてその統合ということですね、具体的な話に持ち上がってきたという関係が、今の説明の中では、そういう関係になっているんじゃないかというふうに思うんですけども、以前から住民の方たちは、もう相当古いんですよね、この幼稚園そのものが認識のとおり、にも関わらずずっと建て替えと言いますか、改善と言いますか、トイレだけでも改善するような方向とかは十分あったんじゃないかと思うんですよね、合併浄化槽にするとかいうことを含めてですね。そういうのを放置してきたということについては、どんなふうと考えてありますか。

○児童社会福祉部長

平恒保育所は委員さんが一番わかってあると思いますけど、まず駐車スペースもなく、とにかく狭い。それとまず平恒保育所がどこにあるかというのがなかなか分からない場所にあります。それで駐車場が狭い中で、あそこのトイレについても改修したいと思いましたが、合併浄化槽にするだけでも1千万円以上のお金がかかる。その中で平恒保育所をまず民営化するのちょっと難しい面があるんじゃないかと、そういう中で民営化しても手を挙げるところはまずないんじゃないだろうかということも考えられますので、私ども楽市保育所と平恒保育所の統合という形になったと考えております。

○楡井委員

私この民営化とかね、今度の統合の問題のことを言ってるんじゃないんですよ。その以前の問題を聞いてるんですよ。そういうこの利用者の方たち、保護者の方たちからはね、ここ1、2年で出てきた問題じゃないというふうな認識なんですよ。もっと前からあったと思うんですよね。それを今年度になってやっと取り上げ始めたというふうに、今まで住民の方たち、利用者の方たちの意見を放置してきたというふうに言ってしまうと語弊があるかもかもしれませんが、全然それを取り上げなかったということについての認識はどうなんですかと聞いてるわけなんです。

○児童社会福祉部長

いま委員言われますように、時代の変わりと思えますけど、今もう保育所についてはほとんど

どが車社会になっておりまして、お母さん方も出迎えは車という形となっております。それについていま平恒保育所については大変狭い場所でありまして、それについては旧穂波時代からどこかの場所に動かさなくてはいけないという考えは持っていたと思いますけど、なかなかそれについての、土地についてもなかったため、そのままの状態になっていたのが現状じゃないかと考えております。

○楡井委員

土地の問題とかですね、それからお金の問題とかいうふうに言われますけど、こと子どもさんたち、幼児の問題なんです。そういうことを放置しとって、統合になったときにいきなり話を進める、民営化の話と同時に進めていくというような考え方そのものが、やはり子育てという立場から見れば、観点から見ればいかがなものかというふうに考えます。それで3つ目としては、現在この保育園の総合の話が出てきているという状況になっておりますが、現在この平恒保育所と楽市保育所の定員数、定数と言うんですか。それと実際利用されている園児数。それから将来の展望と言いますか、まちづくりとの関係での展望についてはいかがですか。

○保育課長

まずお尋ねの現在の平恒保育所の定数でございますが、定数60名それから園児が72名です。それから楽市保育所につきましては定員が90名、園児数が110名でございます。将来的な展望といたしましては、この両方あわせた現在のところ150名の定員を考えております。

○楡井委員

この平恒地域というのはですね、今どこもそうかと思いますが、結構新しい住宅が増えていってるわけですが、個人住宅がですね。一方、平恒の北明住宅ですかね、ここは保育園を利用している方たちは少なかったかと思いますが、ここの約30戸あった市営住宅が取り壊しになるということで、いま新弁分団地のほうへ転居されてきてます。そういうふうなことも含めてのですね、将来の児童数の推移というような点については、考えてないんですか。

○児童社会福祉部長

将来の児童数の推移ということですけど、まず先ほどご説明いたしましたように、うちでアンケート調査したわけではございませんけど、多分8割近くは車で送迎されている方が多いと思います。それで、どこにそれをつくったということで変わることはありませんので、いま委員の質問のようなことについては、私どもは保育所については——すいません。将来の展望についてということでございますけど、いま平恒と楽市保育所を統合したところについてやっていきたいと考えております。

○楡井委員

楽市と平恒保育所を統合したら現在の定数では150、それを踏襲したいということのようですね。ところが実際いまここを利用されている園児さん182名ですか、180名を超えています。穂波の時代からも含めて飯塚市全体も含めて結構ですが、1つの保育園で100名を超える定数のところがありますかどうか、それをまずお聞きしたいということと、150名の定数になって実際180名にもなるわけですよ。この180名もの保育所を運営された経験ということについてはどうですか。

○保育課長

まず100名を超えております保育所でございますが、現在、公立保育所の既存で申しますと、筑穂保育所は定員が160名、以前が200名ということでそれにも対応してきたという実績があります。それから相田、それから颯田についても120名、現在それを若干上回る園児が通園しているところでございます。

○楡井委員

先ほど部長答弁でですね、場所が非常に分かりにくいというようなことも言われました。実際に分かりにくいですよ。それで今後ですね、同じところに建て替えるということは考えて

おられないと思うし、私もあそこではどうかというふうに思うんですよ。平恒にですね、ぜひこの保育所を残してもらいたいという意味でいえば、平恒地内に適当な土地はないのかということについてはどうですか。

○児童社会福祉部長

昨日のあり方特別委員会でもご答弁いたしましたように、これについては平成23年度9月ごろを目途に決定していきたいと思っておりますので、場所については決まっておりますので、よろしく願いいたします

○楡井委員

そこで1つ提案というふうに理解していただいて、お願いしたいんですが、ダイヤ機械の跡地の利用計画、これが今どうなるとるのかなというふうに思います。いま1つは先ほど言いましたように、市営住宅の北明住宅がですね、まだ何件か残っておられますけど、近いうちに新弁分団地のほうへ転居するというふうに思われるんですよ。そうするとこの北明住宅の跡地を利用する方法もあるんじゃないかというふうに考えます。そうすると北明住宅で言えば場所的にもいいし、平地でもあるし、駐車スペースもあります。地理的な問題や利便上の問題等もあそこはクリアできるんじゃないかというふうに考えますので、ここの跡地は当然、市有地だと思いますので、ここの活用それからダイヤ機械の跡地の活用等について検討していただければというふうな提案と言いますか、提起させていただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長

他に質疑ありませんか。

○楡井委員

先ほど津原保育所との関連なんですけど、先ほども説明が1つありまして駐車スペースの問題とか、古いとかいう関係もあって、民営化は困難だというふうな評価でした。これとの絡みですね、津原保育所はそういう条件から関連して考えた場合ですね、津原保育所は良くて平恒保育所が民営化できない理由ですね、対比的に説明していただければというふうに思います。

○保育課長

津原保育所につきましては隣接しております民有地がございますが、行事のある際あるいは日ごろの職員の駐車スペースとして所有者の方のご理解を得まして無償でお貸ししていただいております。今回移譲にあたりまして、所有者の方には一応ご相談をいたしまして今後も継続をお願いしますという理解も得ております。そういうことで駐車場スペースについては、今のところ津原保育所については懸念されるようなことはないというふうに認識しております。

○楡井委員

駐車スペースのことだけを聞いたわけじゃないんですよ。津原保育所が民間に民営化の方向で打ち出して、平恒保育所は打ち出せなかったと、この関連はどうなのかということなんです。駐車スペースもその1つだとは思いますが。

○保育課長

津原保育所につきましては、今回、統廃合も視野に入れて検討はいたしておりますが、統廃合するのに近隣の公立の保育所等がございますので、そういうことも加味して民営化という方向で計画をしております。

○委員長

もうちょっと分かりやすい説明できませんか。要するに片方は民間に移譲ができて、片方はできないということでしょう、結果。その理由の大きなものはどういうものがあつたのかということ聞いてあるんです。今の答弁にはあんまりなっていないんですよ。再度よかったら答弁をお願いします。

○児童社会福祉部長

いま大きな問題として駐車場スペースの問題がありますけど、あと建物については鉄筋建て

であるということと防水工場をうちが行っております。これについて総合的に判断した中でこれは民営化しても、私どもはいいんではないかということで検討した結果、民営化の中で進めております。

○楡井委員

先ほど説明された2ページ目なんですけどね、最も関係すると思いますが、この選考方法の4行目に津原保育所保護者に対するプレゼンテーションを行っていただきますという文書がありますが、これは応募された企業と言いますか、法人と言いますか、全部が行うのか、それとも該当と言いますか、引き受けたところだけがこれをするのかどうかですね。それと駐車スペースだとか鉄筋だとか防水だとか言われましたけど、単なるこういう問題だけで合否なのかどうかですね。併せて答弁していただければと思いますが、どうでしょうか。

○保育課長

まず1点目のプレゼンテーションでございますが、これにつきましては申し込みをされました法人すべてにおいて保護者のほうにプレゼンテーション、ご説明をお願いするようにしております。それから2点目の関係でございますが、これについては総合的に判断してやっていくというふうなことで考えております。

○楡井委員

総合的とか言われるとですね、答えになっているようではなっていないんですね。水掛け論的になると皆さん迷惑するんで、あれですけど、総合的とかですね、こういう言葉は良いようですね、一向に分からん。行政の側が住民に説明するときにすぐそういうことを言うんですよ。住民の側は分かったような、分からんようなことで、結局分からん。そういうことになると思います。それはとりあえず指摘しておきます。

先ほどの資料の3ページですが、移譲方法の土地の、3番のほうの土地、老松神社所有の土地のお金ですよ、賃借料。これは受けた法人が払うんでしょうかというのが1つ、それと1番最後のページの②と④、4年以上の経験者を含むということですけども、この3分の1以上含まれていること、臨時保育士を、これは現在の人でしょうけども、積極的に採用するというのは良いんですけどね、この3分の1以上ということは3分の1以下は、3人に1人ということなんですか、10人に3人は保育の資格を持たなくてもいいのかということなんですけど、その辺の理解と言いますか、どうでしょうか。

○保育課長

まず1点目の土地の津原老松神社の所有地の関係ですが、この借地料につきましては現在市のほうが年間約18万円ほど支払いをしております。これにつきましては、移譲後は移譲を受けました法人のほうで支払っていくということになります。それから、2点目の保育士4年以上の者ということで、これは保育士の資格または幼稚園の資格を、経験を有する者ということになっていますので、資格については全員が有するということでご理解をしていただきたいと思います。その中でも3分の1以上は経験豊かな方にやっていただくということで、全ての職員において資格を有するというふうをお願いいたします。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○道祖委員

新聞報道されておりますように、子ども子育て新システム検討会議作業グループから幼保一体化について最終案が発表されております。その内容について把握されているかどうか、お尋ねいたします。

○保育課長

きょう現在の新聞でございますが、政府が2013年度からこの子ども園の導入を目指して子育て施策、子ども子育て新システム検討会議の作業部会に昨日提案をしたということを知

ております。その中で幼稚園と保育所の一体化施設、子ども園の完全移行は先送りということで、当面の間、幼稚園や0歳から2歳の子どもが入所します有償保育施設などを並存させるという方針を、正式に提案したということを知っております。

○道祖委員

これは今回の通常国会に法案が提出されて、そこで可決されたらおっしゃるように2013年度から各自治体がこれに取り組んでいくというような内容になっております。この動きについては、先に出された飯塚市公立保育所民営化等実施計画の中にも記載されています、12ページにね。平成25年度施行予定の件ですけど、その方針が決まったと。いま課長が答弁された内容にほぼ固まったようですので、保育所としては残っていくということでしょう。ただ保育所としての中身が若干変わってくるということになってくると思うんですね。前回の委員会でも言いましたけれども、私は保育所を減らすことは反対ですけど、あなた方がその施設として今後の財政運営とかいろいろ考えたときに、今回でも内容によりますとですね、ここにある資料によりますとですね、市町村新システム需要計画を策定するようになる。その中身はですね、市町村は当該計画に基づき幼児教育の需要、保育の需要など地域の実情等に応じた幼児教育、保育の提供体制を計画的に整備する。こういうふうになってきておるわけですね。そういうのがワーキングチームから発表されてるんです。あなたは手元に持ってないかわからないけれども。それで言いたいのは、計画を持って今もう実施、こういう計画っていうのは新たに策定するとは言いつつも、しなくちゃいけないけれど、基本的に今までもう保育行政やってきてるわけですね。その中であなた方は楽市と平恒を統合したほうが良いと、統廃合して1つにしたほうが良いという考え、また菰田と徳前を1つにしたいという考えを持ってやられているんだから、新しいシステム構築においてもその方針は変わらないというふうに、私は推測するんです。であるならば、なおさらきちっと、前も言いましたけどね、合併特例債を使ってきちっとつくっていくという考えを早く示すべきだと、昨日の公共施設のあり方委員会では9月までにはそういう考えを示すということでもありますから、その点は少し進んだかなと思っておりますけれど、くどいようですけど政府が出した最終案については、何ら飯塚市がやろうとしていることについて、弊害になることはないと思うんですよ。あなた方はこの12ページに書いておる内容を読みますと、政府の方針を見ながらと言っておりますからね、もう方針が固まりました。だから早く役所としての、行政としての保育行政のあり方を市民に提案してですね、早く統合して建て替えるなら建て替える、ここに書いておりますように、学校教育との打ち合わせもするということでもありますから、それは昨日のあり方委員会でも指摘されてるわけですから、いろいろな場所のことが考えられますけれども、小中学校の統廃合した場合にはその小中学校の敷地が余るのは事実なんですから、そういうところを活用すればあなた方がおっしゃっている交通の問題とか駐車場問題ですか、そういうことはクリアできると思うんです。ただ、お願いしたいことは、そのときに現状にある平恒と楽市との距離感ですよ、あくまでも保護者に立った、これは勤労者のための保育所ですから、勤労者の立場から考えればですね、車の社会だと言いつつも利便性の高いところ、企業が集中してるところとかね、そういうところをやっぱり考案して設置していくべきだということだけは、私は思っておりますので、早く考えをまとめて市民に説明し、合併特例債を使うことがより良いことだと思っておりますから、何度もくどいようですけど、そういう点を踏まえて積極的に取り組んでいただきたいと思っております。お考えがありますか。

○児童社会福祉部長

いま委員の言われたとおり、私どもも来年の9月には決めたいというのは予算的なこともありますし、合併特例債を使った中でやっていきたいということは十分考えておりますので、これからも頑張っていきたいと思っておりますので、これからもよろしくお願いいたします。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○柴田委員

私、ちょっと遅くなって申し訳ございませんでした。実は私の友人のご主人がインフルエンザで亡くなられました。それが2週間近く前はお元気でいらっしゃったんですが、亡くなられました。そのことについて今からインフルエンザが流行ってまいります、子育て環境の中において、私がお聞きしているところによりますと、嘉麻市がヒブワクチンとか肺炎球菌ワクチンの公費助成で行うということをやちょっと聞いておりますが、やはりインフルエンザ等になりますと髄膜炎等が起こってくるわけです。それによって死に至ったり、障がいが残ったりいたします。これはほんとに大事な取り組みではないかなと思っておりますが、もし嘉麻市の状況が分かりましたら、ちょっとお聞かせ願えませんか。現在の動きとか分かりましたら。

○健康増進課長

現在、小児の肺炎球菌ワクチンとヒブワクチンにつきましては、飯塚市もそうなんですけども、ここの医療圏で一応、統一した取り扱いをしようということで、いま話し合っております。それで現在のところ、まだ予算は審議されておられませんけども、来年度からの実施ということでの調整は今いたしております。ですからまだ今度2月、3月議会ですか、それでその議論が、議会で議論された中での決定になるんじゃないだろうかと思っております。

○柴田委員

ぜひ、この大流行するおそれがあるということで、これは今お子様をお持ちの方々も予防接種等をなさってあるかも分かりませんが、大変なこれは問題になってくると思っておりますので、大人の方にあってもこのように急に亡くなられて、ほんとにもうびっくりいたしております。そういうことで、ぜひこのヒブワクチン、また肺炎球菌ワクチン、高齢者においてもそうだと思いますが、ぜひ子育て環境の中において飯塚市も早急にこのことを考えていただきたいことを強く要望しておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○田中博文委員

子育ての環境で児童センター、児童クラブの件についてお尋ねしたいと思っております。まず児童クラブ、いま入所の受付等があると思うんですけども、条例によりますと1年生から3年生までが1つの基本であって、市長が特に必要と認めるときは6年生までの児童も受け付けると。この必要と認めるということはどういう認識に立ってあるか、まず教えてください。

○児童育成課長

実際いま保護者の方が働いてあって、家に帰っても誰もいないというところで、児童クラブの授業を小学校3年生までしてありますが、それを延ばしたところで兄弟の方とかいらっしやいますし、家に帰っても誰もいないという方、親御さんが働いてあるところの6年生までは児童クラブに入所できるようにしております。

○田中博文委員

そういう条件で入所を認めてあるということで、近年入所する児童が増えてきているように思いますし、現状、児童館、児童センター内の施設の中で子どもたちを預かると。でいま場所的には学校の空き教室だとか、そういったところを利用してやっているとこもありますけども、当然1カ所でやっているとこもございますけど、規則の中で指導員は概ね児童30人につき1人としてあると。こういういま現状は場所が別々になったりだとか、あといろんな意味で障がいを持っている子どもだとか、そんな対応する児童の活動が増えてきていますけども、こういったところを踏まえて、まず入所の手続きは児童育成課で対応されますけども、指導員の先生のこういう配置というのはそちらのほうでやられるんですか。

○児童育成課長

指導員の必要数につきましては、児童育成課のほうで決定いたしております。

○田中博文委員

それは入所の申し込みが終わりまして、いろんな当然審査等がございますけども、当然、障がいがある子、いろんな面を含めて数を出して、それに対応するだけの指導員の先生を確保すると、それはもう4月1日からちゃんとそれができるという保障のもとでされるのでしょうか。

○児童育成課長

4月の時点では手帳、療育手帳とか身障手帳とかですね、持ってある方で前年にいた児童数と、あといま発達障がいの子どもさんとかいますので、5月に一旦見直しをしまして、その後に加配を見直して配置をいたしております。

○田中博文委員

確認しますが、あくまでも指導員の先生も児童育成課のほうで数を選任、雇用するというところでよろしいんですか。

○児童育成課長

必要数はうちのほうで判断いたします。ただ配置等につきましては事務局のほうで、委託先のほうやっておられます。

○田中博文委員

再度確認します。配置先はそれぞれNPO法人に委託してありますが、そこがやると、数だけは児童育成課がちゃんとした指導員の数を確保するということは間違いないですか。

○児童育成課長

数を確保するというのは、委託先にも指導員の確保というのは委託契約の中に入っておりますので委託先でもやっておられますけど、指導員の確保というのは大変重要なことですので児童育成課としても全面的に協力しているような次第です。

○田中博文委員

確実に指導員の先生の方は要するという事は分かるんですけども、児童育成課が雇うのか、NPO法人が雇うのか、結局そのところの責任的なものはどうなるんですか。だから何でこういうことを言うかと言うと、委託してありますんで、まずは入所する児童を児童育成課がまず決定します。それからの報告で事務局、NPO法人のほうで指導員の先生を探すというのは、その連携とか非常に難しくなりますんで、入所するしないはもう児童育成課が決定するんであれば、その段階できちっと指導員の先生方も確保するというように、まずは1年生から3学年までを対象にして場所等も制限ございますんで、それ以上のものを、いま言われた市長が認める条件で、家に誰もいないから受け入れますよというのを、全部受けるんですかね。入れる数と言うか、場所はもう限られてますんで、そこで多少の制限等が出てくるはずなんですけども、今のところ全部対応をしておりますんで、預けるほうにすれば非常に助かることなんですけども、預かる側としてですよ、育成課なりが責任を持ってちゃんとした指導員の先生なり場所を確保して見るというのが1番の基本だと思うんですが、そこで事務局のNPO法人も指導員の先生を探すと、探すにしても雇う権限というのはNPO法人にあるんですか。

○児童育成課長

指導員の雇用はNPO法人になっておりますので、権限といいますか、当然NPOのほうで雇ってあります。

○田中博文委員

指導員の先生を確保することがNPO法人の組織の中であるとすれば、まずじゃあ児童を受け入れる、そこからしないと何人受け入れをするかというのは、事務局では分からないと思うんですけど、そのところの整理はどういうふうに私は理解したらいいですかね。

○児童育成課長

現在、入所の受付をしているところですが、現場のほうには事務局と育成課のほうの職員

も1人行っております。その中で受付事務、入力までは事務局のほうで、委託先のほうでやっ
てもらっています。その後条件に合致する子どもたちの決定というのは児童育成課で、市のほう
で入所の決定というのはいたしております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:08

再 開 11:20

委員会を再開します。

○児童育成課長

入所の決定は先ほど申しました市が行いますが、児童数に応じて必要な指導員を事務局のほう
で採用していただきまして、指導員の不足がないようにですね、市としても協力また努力を
したいと思っております。また今後組織の見直しも含めて、早急にしていきたいと思っております。

○田中博文委員

いま指導員の確保の件について、現状それで大丈夫ですか。平成22年度当初からまず欠
員が出た中でスタートして、緊急雇用対策関係で何人かの枠をいただいたけども、それでも確
保できなかったという経緯がございますけども、そんなに簡単にいま指導員の先生が見つかる
という現状ではないということは、課長はその認識はどんなものでしょう。

○児童育成課長

いま資格を持った方を探すのは大変難しい状況です。保育所でもそうですし、児童クラブで
もそのような傾向にあります。それで委員がご指摘されますように、4月1日時点で加配の指
導員につきましては2名の不足がございました。それで今年度、来年の23年度に向けてです
ね、指導員の確保がうちの最大の使命なんですけど、現状のところ昨年が1,889人に対し
て必要と認めた指導員が108名で、2名、多分4月時点で足りなかったと思うんですけど、
その人数でいきますと今年もほとんど変わらず、約1,900名で予算立てはしております。
指導員も110名くらいは必要だということで考えておりますが、現在指導員の方が115名
おられます。3月の時点で退職を含め辞められる方がうちで把握しているのが7名、それで
108名になるんですけど、2名、4月の時点で今も足りないという計算上はなるんですが、
いま3名の方を一応教員資格を持った方をですね、話がある程度ついておりますので、大丈夫か
など。それとあと市報でも掲載しますし、当然ハローワーク、それから近隣の大学ですね、そ
れと教育委員会や筑豊教育事務所に行って非常勤講師の方ですね、その方の放課後働ける方が
いらっしゃったら紹介等もして行って、できるだけ指導員の確保といいますか、登録でも履歴
書をいただくなりでもいいですので、確保に努力したいと思っております。

○田中博文委員

いま課長が言われたことは、本年度もずっとそれはやられてきたことと思うんですけども、
それでもあえて集まらなかったことでしょう。ハローワークその他いろんな求人広告に載せて
も来なかったっていう実績もあるんですけども、数合わせじゃなくてですね、現場が本当にそ
れでいいのかというところを一番見ていただきたいと思います。指導員の先生にしろ、預かる
児童にしろですよ。だから退所、入所の制限というところで、規則の中で14条ございますけ
ども、まず利用料を3カ月以上にわたって滞納した者と、あとは各号に掲げるもののほか市長
が不適合と認める者は、要するに辞めてくださいという形のもので、児童クラブに入所手続き
された児童育成課がそこをきちっと守っていただければ、ある意味現場のほうも混乱しなくて
済むんじゃないかと思うんですけども、そのところの把握はどういうふうにされてますか。

○児童育成課長

滞納のほうの関係で3カ月以上ということで、これは当然利用料は支払ってもらわなくては

なりませんので、そちらのほうの対応はいたしております。本当に払っていただければ、もう辞めてもらわないと仕方ないですよといったところまで話して、一応利用料を徴収しているわけですけど、それで退所まで至った、うちから辞めてくださいと言って退所に至ったことはございません。ただ途中で自主的に辞められたことはあります。ただ他のことに関して苦情等、その問題のある子があれば事務局のほうから報告がありますので、そのあたりの話はしておりますが、いま来てる子どもを辞めさせるというのは、なかなかちょっと難しいところもあって、そう簡単に辞めさせられないのが現状でございます。

○田中博文委員

いまの現状で辞めさせられるのが非常に難しいのは当然だと思いますけれども、その児童がいるために他の方が非常に迷惑をこうむっていると、それでも辞めさせるということは児童育成課のほうでやらないということですか。事務局のほうが入所を許可する権限を持たないんですよ。事務局のほうからいろんなトラブルの報告があって、育成課のほうでそれを対処してこれに該当しますから辞めてくださいと。何があっての育成課とすれば辞めさせないというスタンスでいかれるんですか。そこのところの責任がはっきりしないので、そこのところ含めてどうするのか、育成課として結論的なことをちょっと聞かせてください。

○児童育成課長

いま委員がおっしゃられているのは一般児童ということでのご質問ですか。障がいのある、発達障がいとかのある方のことでのご質問でしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:27

再 開 11:28

委員会を再開いたします。

○児童育成課長

入所した児童を退所させるのは市です、児童育成課です。それでいま問題になってるのが、やっぱり発達障がいの子とかで無意識のうちに人を叩いたり、奇声を張り上げたりいろんなケースがございます。そういう子どもさんについては極力加配の先生をつけて対応はいたしております。それでも難しいと指摘されるのなら、再度うちのほうでその調査をいたしまして加配を増やすなり、そういったほうの対応をしたいと考えております。最終的に辞めさせるとかの決定はうちでいたします。

○田中博文委員

そこのところの責任をはっきりしないと、いま課長言われましたけれど、入所の手続きは育成課がされてですよ、現場であったことはNPO法人の事務局が把握してて、過去ずっとそういったことがあって、そういう状況の中でこうなりましたという報告は事務局のほうには多分いっていると思うんですけど、育成課の課長あたりはそういう日誌その他は見えてありますか。そういったところに課長、課長補佐、係長行かれて、保護者の方にもうこういうことですので辞めてくださいとかいう説明が十分できます。加配をつけます。そんなにすぐ先生、指導員見つけられます。だからあくまでも現状がどうなのかというのをよく考えていただきたいと思っております。いまの現状にこの条例・規則がまず合ってるのか。児童センター、児童館も含めてです。合わなければどっかで帳じりを合わせるとい言葉はちょっとあれですけども、ちゃんと現実に合うような形で、そしてちゃんと子どもたちを責任持って預ける体制を育成課のほうでつくられて、運営その他は事務局、NPO法人に委託するのは構いませんけども、NPOのほうは何をどうすればいいかもはっきりしない、育成課も委託してますんでお任せしますと。最終的にこの問題が起きたとき誰が責任とるんですか、誰もとらない。誰もわからないのが現状だと思うんですが、そこの認識は部長どうでしょうか。

○児童社会福祉部長

いま委員ご指摘の問題は確かにあります。これは旧飯塚でもずっと児童クラブ事業やっておりますけど、その中で児童センター館条例の中でやっておりますけど、いろんな条例等の中でちょっと違うような、いま言われるような問題がありますけど、いまうちの先生の数が足りないということで、まず先生の確保に私どもまいてしております。ただ他の市町村では先生が免許を待たない方で先生をやってる方がございますけど、飯塚市については保育士、幼稚園、学校の先生の免許を持ってる方でやっております。この条件ではなかなかこの先生が見つからないということで、いまこれで探していますとなかなか難しいので、いろんな検討した中で例えば発達障がい児の方については介護ヘルパーの方ではどうだろうかとか、そのことについても先生方とワーキングの中で話し合った中でいろんなことを決めていきたいと思っています。確かに言われますように市とNPO法人、NPO法人はもう4年経ちますけど、まだひとり立ちしていません。これをひとり立ちさせるのが私たちの使命だと思います。そしてひとり立ちした中でやっていただく。まだ私たちが後押ししないとやっていけないと思いますので、その点よろしく願いいたします。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は、掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から5件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市食育推進計画の策定状況について」報告を求めます。

○健康増進課長

飯塚市食育推進計画の策定につきましては、食育推進計画作成委員会4回、ワーキング部会13回、食育推進協議会4回を開催いたしまして、本日お手元にお配りしております飯塚市食育推進計画(案)を作成いたしております。現在、1月17日から31日までの間、パブリックコメントを実施しているところでございます。

それでは、飯塚市食育推進計画(案)についてご説明をいたします。お手元にお配りしております資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。飯塚市では、これまでも教育、健康づくり、農業などの分野で食育に取り組んでまいりました。このような各分野における取り組みと市民の皆様をはじめ各関係機関がそれぞれに役割と責務を担い一体となって取り組むべき事項やその目標を明らかにし、最終目的であります「市民の心身の健康増進と豊かな人間形成」の実現を図るために、飯塚市食育推進計画を策定するものでございます。

第1章では、計画の基本方針を示しております。第1に「市民の心身の健康増進と豊かな人間形成」の実現を図るという計画策定の趣旨を、第2に「食を通じた健康で豊かな人間性の育成」、「安心で安全な食生活の実践」、「地産地消の推進及び食文化の継承」の3つの計画の基本理念を、第3に本計画を、食育基本法18条に基づく市町村食育基本計画として位置づけること、第4に計画期間を平成23年度から平成27年度までの5年間とし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直しを行うことを示しております。

4ページをお願いいたします。第2章では、食を取り巻く現状を示すことといたしております。第1に食生活の状況、第2に特定健診の受診状況等による健康の状況、第3に料理教室等

の食育関連事業への参加状況、第4に農家数や農作物の作付面積などの農業の状況を示しております。

15ページをお願いいたします。第3章では、計画の方向性と目標を示しております。第1に、市民一人ひとりが「食」について意識を高め、人と人とのつながりを大切に、家庭、地域、各種団体等との連携を図り、健康で豊かな食生活を実践できる環境づくりを促進するため「家庭・地域における食育の推進」を図るための基本的な考え方と主な施策として、健全な食習慣の推進のための事業、食文化の伝承のための事業、健康づくりの担い手の育成のための事業を示しております。18ページになりますが、第2に、学校や幼稚園、保育所等は、子どもたちが生活の多くの時間を過ごすところであり、食に関する様々な経験をし、食育を継続的に実施できる場であることから、「学校や幼稚園、保育所等における食育の推進」のための基本的な考え方と主な施策として、学校給食、保育所給食等の充実のための事業、食に関する指導の充実のための事業、家庭・地域・関係機関と連携した取り組みの推進のための事業を示しております。20ページをお願いいたします。第3に、国の食料・農業・農村基本計画では食料の安定供給の確保に関する施策の一つとして、地産地消の推進が掲げられていることから、「地産地消の推進及び市民と生産・加工業者との交流促進による食育の推進」について、それぞれ基本的な考え方と主な施策として、地元農産物等の利用促進及び生産者等との交流のための事業を掲げております。

第4章では、食育推進計画の取り組みを効果的に実施していくため、本年度に実施いたしました飯塚市食育推進計画策定に向けたアンケート調査等の結果を基に数値目標を設定し、食に関わる各種団体、行政など、あらゆる関係機関の相互協力と連携により目標の達成に努め効果を図る項目が示されております。

次に22ページの第5章では、食育の推進には、市民一人ひとりが食の大切さを認識し、自らが主体的に取り組むことが大切なことから、家庭、地域、学校などの教育現場、関係機関ならびに行政との連携を深め、互いに協働し、地域に根付いた活動となるような積極的に取り組みをするための、市民の行動指針を示しております。

23ページの第6章では、市民をはじめとし、家庭、地域、保育所、幼稚園、学校、生産者、食に関わる各種団体、行政などが協力して推進する必要があるため、食育推進体制を図で示しております。

最後に24ページ以降になりますが、資料編といたしまして、飯塚市の食育に関する主な事業等について掲載をいたしております。今日お配りしている資料が3部ございまして、いまご説明いたしました飯塚市食育推進計画（案）と、その次に飯塚市食育推進計画策定のためのアンケートの調査結果報告書を添付しております。1番最後にいま実施しております、パブリックコメントの実施の概要についての資料をお出ししています。

以上、簡単ではございますが飯塚市食育推進計画（案）の策定状況についての説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○柴田委員

いろいろとアンケートを取られて、調べていただいたんだなと思って感謝いたしております。この中の16ページで、主な施策で（1）健全な食習慣の推進とあるんですが、その中のウのほうですね、「青年期・壮年期における健全な食生活を行うための事業を実施する。」ということで、これは本当に大事なことだなと思っております。今は共生の社会で、共働きの方々がたくさん多く、昔は女性もPTA等で、よくそういう会合等で聞いておりました。いま働いていらっしゃる婦人の方、女性の方々ですね、男性の方ももちろんそうです、ご一緒にですけど、職場においての食育というんですか、長時間でなくていいんですが、朝はこれくらい食べてい

かなきゃいけないですよとか、そういう食育をぜひ市のほうから呼びかけていただきたいと思いますが、どんなふうでしょうか。そういうことを今までされていらっしゃるでしょうか、お尋ねいたします。

○健康増進課長

この施策の中に書いてありますとおり、近年、20歳以上の方とか40歳以上の方につきましては、若年者でいま生活習慣病が拡大している状況でございます。それで国もその部分を早期に減らしていくという目標のもとに、いま特定健診の事業などをしておるわけですが、飯塚市といたしましてもその生活習慣病予防の教室を保健センターのほうで開催しておりますが、やはり参加者としてはそんなに多くはございません。それで、まず市報とか広報を利用いたしまして、この今の現状を知らせる。それから実施。その分の教室をまた開いて参加していただいて、その認識を高めていただくというような事業展開を考えております。実質、今している部分でもかなり参加者は少のうございますので、そこをどれだけ増やしていけるかが課題となっていると考えております。できるだけ多くの人に参加できるような体制、例えば地域で定期的を開催するとかいろいろな方法が考えられると思いますので、ここはまたワーキンググループでもその施策について十分に検討いたしまして、実施に向けてやっていきたいというふうに考えております。

○柴田委員

ぜひですね、職場等においてもなかなか講習を受けに行く状況というのは、なかなか私自身も大変難しいときもありますが、職場等において働いていらっしゃる方、職員の朝の朝礼等がありますが、そういうところの1コマでもですね、訴えができたりとか何かそういう取り組みをしていただけるような状況がありがたいと思います。そしてこの中のパーセントで、食の安全に気をつけているという人が86%近くいらっしゃる。これはやっぱり皆さん関心がおありになると思います。それと食育に関心がある方が68%ぐらいの状況です。この中で見ましたら、朝食を食べていらっしゃる方が小中高生で8割強、そして成人、大人が7割ということで、やはり大人の方の教育をしっかりとまたお願いしたいなと思っております。

それと次に17ページにですね、食文化の継承で③の中に、「食育推進ボランティア等への食文化と技術の研修を実施する。」とあります。これは大体いつごろから始められるのか、また市報等でもぜひ呼びかけていただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○健康増進課長

現在、食育推進のボランティアといたしましては、食進会のほうで役割を担っていただいております。現在、その食進会の構成メンバーもかなり高齢化しております、今その確保に市も協力いたしまして会員の募集などもやっております。その中で研修会等をかなりやっております、その中で全体的な食育の講習をやっております。その中で食文化の研修等そういったものも含めてやっていく予定にしております。この研修会につきましては4月に計画がまとまりましたら、また皆様にお知らせするような形をとって参加を呼び掛けていきたいと考えております。

○柴田委員

この食育推進ボランティア等の方をたくさん養成していただいて、先ほど申しましたような職場等での朝礼の時間にちょっと大事なところをお伝えしていただいたりとかするような、そういう呼びかけをすると、皆さんやはり気づくということがございますので、ぜひそのようなことをしていただきまして健康増進にですね、共々にしっかりこれは頑張っていかなきゃいけないことではないかなと思います。よろしく要望させていただきます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○楡井委員

それでは2、3点アンケート結果とも絡めてちょっとお聞きしたいんですが、まず食育というこの推進計画なんですけども、3ページにある「食育とは」という一番大切なところを課長は説明せず、ぽんと飛ばしてしまっただけ、何か意味があるんですか。きちんと説明せんといかんのじゃないかと思いますが、いかがですか。

○健康増進課長

失礼いたしました。ここは必要がないということで飛ばしたわけじゃなく、全体の流れでちょっと飛ばしましたので、申し訳ございません。ここの第1章の4で「食育とは」ということで囲っておりますけども、現在一番問題になっている部分は、先ほどもちょっと委員さんのほうがおっしゃいましたけれども、食事を食べない人が増えている。また自分で作らない。そういったことが増えてきております。それが最終的には健康の問題に発展しております。その全体の分を一応ここで食べることで、調理をすること、地産地消の問題と、それを含めまして全体的なものとしてみなさんで共有して、食事の大切さということを共有していきたいというふうなことで、今回の計画を立てておるところでございます。

○楡井委員

計画書のほうで、アンケートのほうの関係で見ていただきたいと思います。15ページなんですけど、「食育という言葉やその意味を知っていますか」というのが15問、小学生の部ですね、それから中学生の部にもですね、同じ質問が34ページだったと思います。それから高校生は見きれませんでしたけども、成人の関係で見れば67ページに食育についての理解度といますか、そういう数字がこう出てるんですけど、初めて見た関係もあるんでしょうけども、小学生にしても中学生にしても食育ということを知らない人が結構いるというふうにこのアンケートで出るんじゃないかと思うんですね。そういう意味ではその食育という問題を給食を通して徹底がいつているのかどうか、これが非常に弱いんじゃないかなというふうに思います。給食の担当の方がきょうは出席されていませんので、いま報告された課としては把握しにくいんじゃないかというふうに思うんです。それで給食の意義がやっぱり小学校、中学校ではもっとしっかりせいかんとやないかということと同時に、成人の中でもやはり知っているという関係が非常に低いように、食育という言葉そのものがですね、理解なり言葉そのものを知っていない、初めて聞いたという人もかなりいると思うんです。食育という言葉そのものに対する認識が、非常にこう低いというのがこの数字じゃないかというふうに思うんですけども、その点いかがですか。

○健康増進課長

食育に対する認識度の低さといいますか、それについては食育基本法が制定されましたのが平成17年7月ですので、それ以降、食育ということが盛んに言われようになったわけですが、やはりこのアンケートにあるとおり、食育という言葉の意味を知らないという現状を考えましたときに、今回の食育推進計画の中でそういったことも含めまして、皆さんに分かっていただいて実践をしていっていただきたいというふうには考えております。今回のアンケートの中でも、やはりいろいろな意見をいただいておりますが、食育自体が幅広いふうになっておりますので、部分的には知っているけれどもそこまでは知らないとかいうような意見もございましたので、広報するにあたってそこも含めまして、皆さんに理解が得られるような形で推進していきたいというふうに考えております。

○楡井委員

特に小学校、中学校は給食があっているわけですから、ここでもう少しこの食育の問題については徹底すべきではないかなというふうに思います。そういう意味では以外と低いので、ちょっとびっくりした状況があります。それから計画書のほうの5ページなんですけど、一番下の考察という欄で点線で囲ってある部分で、成人できちんと食べている人の割合が61.2%にとどまっている。という状況で、こういう文言としては低いという位置づけなのかなという

ふうと思うんですけど、このアンケートに答えていただいた年齢構成もどこかにあったと思うんですが、高齢者の方のアンケートに答えていただいた数が比較的多かったと思うんですよ。そういう意味では高齢者の方たちは比較朝のご飯を食べないという状況が習慣的にも根付いてるんじゃないかというふうに思うんです。それを無理して食べなさいというふうに言うのが良いのかどうかということとはちょっと疑問じゃないかというふうに思うわけですが、それについてはいかがですか。

○健康増進課長

朝食だけでなく3食ちゃんと栄養のバランスを考えて、とっていただくということが一番大事だと思っております。朝食をとらない人の理由としても、時間がないとかそういったものもございまして、いま学校のほうで進めております、早寝、早起き、朝ごはんというようなことも実践していただいております。子どもたちのみではなく、大人の人たちも時間に追われる生活が続いておると思いますが、そこら辺の時間配分をやっていただいて、ちゃんと規則正しい生活をして、食事もちゃんととっていただいて、健全な体、精神を養っていただきたいというふうに思っております。

○楡井委員

あと2、3点。15ページなんですけど、後ろのほうに数値目標も出てるというふうに思いますが、1番下のカギ括弧で囲んである1、2、3とありますけど、この2つ目の学校・幼稚園・保育所等における食育の推進ということで、学校、保育所等の給食の充実ということと、(2)の食に関する指導の充実ということがありますが、全校自校方式にすれば学校、保育所等の給食の充実というのが相当進むのではないかというふうに思います。さらに(2)で言えば、食育を知らないという人の原因ですね、これを解決しなければならないというふうに思うんですが、この2点についてはどういうふうにお考えですか。

○健康増進課長

委員おっしゃいますように学校・幼稚園・保育所の給食の充実、それは小さい頃からの食に対する大切さを学べるというところでは、1番重要なところではないかと思っております。先ほどおっしゃいました自校式の部分も小学校、中学校も自校式のほうに今後移行するというところがございますので、地元の食、地産地消の関係で食材を利用した、そして生産者の顔が見えるそういった食材を提供してもらい、食の大切さを学べるようになるのではないかと思います。また食に対する指導の充実というところでは、現在栄養士のほうが保育所を回っているいろいろな講話などをいたしております。それで今後はその学校関係につきましても、PTAとかそういった集まりのときにそういった機会を設けて、積極的に推進していきたいというふうには考えております。

○楡井委員

今のページの3ですね、地産地消の推進及び市民と生産・加工業者との交流促進による食育の推進ということとの関係で、7ページを見ていただくと(5)で学校、保育所の給食で地元食材を使用している割合という文章がありまして、その下に棒グラフが出てますけど、学校、保育所での地元の農産物を使っているのは12.2%、12.3%というように低い数字であります。今まで学校給食の関係で質疑をしてきて、私たちが聞いてきたのは30%弱じゃなかったかというふうに思うんです。それは説明にもあるように、ここに出ている数字は筑豊一円と、学校給食課が今まで言ってきたのは県下ということでの地産地消ということになっていて、そういう数字の違いだというふうに思うんです。いまスーパーなんかに行くと地元の人たちの名前を書いた産物がかんまり置いてあって、非常に好評だと、それからJAのアンテナショップ等もあってなかなか活況を呈してるんじゃないかなというふうに思うんですが、そういう意味ではこの地産地消ということで、地元の農産物の売上高の変化ということについては掌握されていないですね。これは一度掌握してみる必要があるんじゃないか、地産地消の立場からね、と

私は思うんですが、いかがですか。

○健康増進課長

健康増進課のほうではそこまで把握しておりませんが、きょう農林課のほうに来てないので、その部分の把握はそちらのほうでやっていると思いますので、そこら辺の情報もしっかりお聞きしまして、反映させていきたいと思います。

○楡井委員

18ページなんですが、学校・幼稚園・保育所等における食育の推進という項目の基本的な考え方の文言があるんですけど、これの文言についてはアンケートの結果、今の質疑の結果等を踏まえて、これまでの取り組みの不十分さを反省して、こういうふうに頑張っていきたいというような認識ではないかというふうに思うんですが、そういう認識でいいでしょうか。

○健康増進課長

確かに今まで各課ばらばらの事業展開をやっておりましたので、今回の食育計画につきましては関連した分野につきましては、連携の体制をとってやっていきたいと。市民の方が中心になりまして、あとは行政、幼稚園、学校、あとはボランティア団体と先ほども説明いたしましたが、そこで連携体制をとって食育の推進ができるように頑張っていきたいと思います。

○楡井委員

最後にまとめて3つお聞きしますので、よろしくお願いします。この計画書の1ページ、計画策定の主旨ということですが、上から5行目に栄養の偏りなどの食習慣の乱れに云々という文書があるんですけど、このアンケートのほうから見ると先ほど柴田委員も言われたように、かなり乱れはないんじゃないかというふうに思うんですね。小学校、中学校を含めてですね。それから習慣の乱れという意味では、高齢者の方たちのちょっと低いということについても、乱れというふうに言っているのかどうかという問題がありますので、食習慣の乱れというのはどうかという話ですね。それから中段にある、また、我が国の食料自給率はおおよそ40%云々というのがあります。前回の議会でTPPに対しての意見書、これは不採択になりましたけど、このTPPに日本が参加するということになれば、この食料自給率が14%、13%に落ちるんじゃないかというふうな試算が出されている。このTPPに参加するということになればこの40%問題がどうなのかということと、ちょっと質問が後先になりましたけど、その3行、4行下に先ほど説明にもありましたように、国において平成17年7月に食育基本法、18年3月に食育推進基本計画というのが策定されて、それに基づいてこれが提案されていると、いま作成しようとしているということですが、飯塚市でこの5年間、18年からしても4年間ですか、こういう問題が具体的に討議されてこなかったのかどうか、知育、体育、徳育、そしてそれをベースになす食育という位置づけがあります。学校給食はもっと早くからやられているわけですから、もっと早くこういう食育の問題、そしていろいろ食進会が云々というたくさんの計画・事業もやられてる。残念ながら参加があまり多くないというのも数字上出てますけども、ちょっと1番最後のやつは質問が分かりにくかったかと思えますけども、結局5年間こういう計画に取り組んでこなかったのかということが聞きたかったわけで、以上3点よろしくお願いします。

○健康増進課長

1点目の栄養の偏りということですが、現実的にいま子どもさんたちも、間食にスナック菓子を食べる。食事が終わって食べるとか、そういったことで食事の代わりにそういったものを食べる習慣もございます。また今コンビニがかなりいろいろございますので、自分で作らなくても簡単に食べられるというところで、栄養のバランスとかそういったものがとれない中での食事をしているというような現状でもございまして、こういう記載をさせていただいております。それと自給率の問題でございまして、先ほど地産地消の分で筑豊地区で15%というような目標数値を掲げさせていただいておりますけども、できるだけ地元の食材を利用し

た食の提供といえますか、自分たちでやっていけるような形で、このような計画を立てておりますので、例えばそういった拡大されて国全体で自給率が低下する可能性としては高いと思っておりますけれども、できる限り筑豊地区での食材を利用していききたいとそのような思いを込めております。それと最後の5年間何もしてないということがございますが、先ほどもちょっと申しましたが、各課ばらばらで食育の分野の事業を展開してはございましたが、今回やっとそれを系統づけてやった分が今回の食育推進計画でございますので、5年間いままでやってきた事業の補完できなかった部分、そういった部分も含めまして今後の計画といたしたいと思っておりますので、5年間いままでできていない部分については、今後推進をしてまいりたいと思います。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「子宮頸がん予防ワクチン接種の実施について」、報告を求めます。

○健康増進課長

子宮頸がんワクチン接種事業につきましては、平成22年11月26日に国の補正予算が成立いたしまして、国から県に対して子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業特例交付金を交付し、県が基金を設置いたしまして、市町村の事業に対して助成することとしております。実施期間は平成23年1月から24年3月の15カ月、中学1年生から高校1年生を対象とすることとしております。

本市では23年度からの実施で調整をいたしておりましたが、昨年12月28日に嘉穂鞍手保健環境事務所より年度内実施の要請がございました。明けて1月5日に本庁の保健衛生課長が来庁され、再度、年度内実施の要請を受けております。

現在の高校1年生は、本年度に1回でも接種していれば来年度も補助の対象となることから、既決予算を流用して対応するように考えております。実施につきましては、嘉麻市、桂川町及び飯塚医師会と協議をいたしまして、高校1年生を対象に、2月1日から実施を予定しております。本来であれば、2月議会で予算を計上いたしまして審議をしていただくべきところがございますが、時間的な余裕がなくこのような対応をすることにつきましては、ご理解お願いいたします。

以上簡単ですが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○柴田委員

本当にやっところまでたどり着いたという気がいたしております。本当に一人でも多くの女性の方が子宮頸がんにかからないようにですね、取り組んでいただきたいと思っております。一生懸命努力していただきましたことを感謝しております。それとこれは1年間、平成23年度だけ、市の思いとして、どうなんでしょうか。

○健康増進課長

この事業自体の重要性というのは、本市といたしましても重要であると考えております。それで今回国のほうが15カ月間という限定的な取り扱いで助成をすることとしておりますが、できる限り継続したいとは考えております。ただ財源的にかなり負担になりますので、国に対してこの事業の継続をしていただくように市のほうとしても働きかけていきたいと思っております。現状といたしましては、今の緊急促進臨時特例交付金に準じた形で平成23年度は1カ年の事業として予算には計上する予定とはいたしておりますが、今後については国の動向などを注視して見きわめたいと考えております。

○柴田委員

ぜひ、平成23年度、24年度とこういう助成を続けていただきたいと思います。また高校2年生以上の方に対してのですね、やはりそういう受けていたほうが良いという呼びかけもあわせて、これは費用が高くなるんじゃないかと思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと、要望しておきます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願ひます。

次に、「民生委員・児童委員の一斉改選について」、報告を求めます。

○保護第1課長

民生委員・児童委員の一斉改選についてご報告させていただきます。平成19年12月1日に委嘱を受けておりました民生委員・児童委員284名の方が、3年間の任期が満了したことで、昨年12月1日で一斉改選となっております。この一斉改善になった委員の方は平成25年11月30日までの3年間の任期で、平成22年12月1日に厚生労働大臣から委嘱を受けております。この委嘱状の伝達式を平成22年12月17日コスモスコモンでとり行いました。今回の一斉改選におきまして、昨今の地域の福祉事情を見ながら増員要望を行ってまいりましたところ定数で7名の増員となっております。委嘱を受けた方288名の内訳は、再任の委員が221名、新任の委員が67名、男女別では男性が116名、女性が172名となっております。また年代別に見ますと30代の方が1名、40代の方が6名、50代の方が58名、60代の方が143名、70代の方が79名、そして最後に80代の方が1名おられます。ちなみに最高齢の方は年齢が83歳、最年少の方は年齢が37歳となっております。なお委員の平均年齢は64.6歳となっております。現在定数291名に対して3名の欠員となっておりますけれども、2月の民生委員推薦会でこの方々の推進を行い、委嘱され定数を充足する予定でございます。なお詳細につきましては、お手元に配付させていただいております資料で、1. 地区別民生委員・児童委員定数、2. 新任・再任委員数、3. 年齢別委員数、4. 経験年数別委員数ということで掲載しておりますので、ご参考いただければ幸いです。

以上、報告終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願ひます。

次に、「婚活支援事業について」、報告を求めます。

○児童育成課長

婚活事業についてご報告を申し上げます。少子化対策ならびに定住化を図ることを目的として、独身男女の出会いの場を設定し、支援する婚活支援事業を実施いたします。20代から30代までの独身男女各30人、また原則40歳代から50歳代までの独身男女各30人を募り、2回に分けてホテル等でのイベントやバスハイクなど出会いの場の設定を検討いたしております。実施方法につきましては、市内結婚式場、旅行会社、フリーペーパー発行会社の企画提案書により業者を選定し、その企画に基づいて事業委託をし、実施いたします。また事業は3月に2回実施する予定でございます。

以上簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願ひます。

次に、「飯塚市防災（浸水）対策基本計画の策定について」、報告を求めます。

○総務課長

「平成21年7月中国・九州北部豪雨」による水害並びに平成22年7月14日豪雨による水害の発生を踏まえ、「飯塚市防災（浸水）対策基本計画」を策定いたしましたので、その概要をご報告いたします。

まず、本計画策定にいたる経緯について簡単にご説明いたします。

本市の防災、浸水対策事業につきましては、一昨年12月議会におきまして平成21年度実施の事業についてご報告申し上げていたところです。その際、平成22年度以降の事業につきましては、①被災地域住民の要望等の聴取、集約作業が終了していないこと、②国、県事業との調整等を引き続き検討中であること、また最も大きな③理由として、治水対策等の調査（治水対策基本調査）を22年度も引き続き行い、それらの分析結果を考慮しなければならないことから、22年度中に中、長期事業をも踏まえた「飯塚市防災（浸水）対策基本計画」を策定するとしていたところです。今般、これらの事務作業がほぼ終了し、また財源の裏付けとして合併特例債の活用が目途が立ったことから、本計画の策定、公表に至ったものでございます。

お手元の資料1「飯塚市防災（浸水）対策基本計画」をお願いします。1ページ目は防災体制関連事業、2ページ目は建設関連事業として、それぞれ、短期、中期、長期事業に分けて、とりまとめております。各事業について、防災体制関連事業については総務課より、また建設関連事業については、のちほど資料2「概要書」と合わせて、土木建設課よりご説明申し上げます。

それでは、防災体制関連事業について総務課よりご説明申し上げます。1ページをお願いします。まず、計画表の見方でございますが、欄外下に記載のとおり、短期計画については合併特例債の活用を前提に平成23年度から27年度までの5年間とし、主に多額の費用を要すると考えられるハード事業を中心に記載しています。また、中期計画並びに長期計画については、防災関連事業の特性として建設関連事業とは異なり、ソフト事業がメインとなっているために、毎年見直しのうえ、継続しなければならない事業が多いため、すべて短期計画からの継続事業として位置付けています。短期計画の最初の項目であります「連絡体制の強化」につきましては、移動系防災行政無線の整備でございますが、これは一昨年の水害の際の反省に立ち、新市となって活動範囲の広がった消防団と河川パトロール班が共用しております、現状のアナログ式旧型の移動系防災行政無線について、混線や不明瞭等の問題があるために、それらを解消するためデジタル化を図ろうとするものです。

次の「情報収集体制の強化」につきましては、河川等パトロールに乗用しております公用車を増設し、活動範囲を広げるために4輪駆動車を2台整備しようとするものです。また、本庁等電話交換の仕組みの改善につきましては、すでに既存の電話交換機に外付けのかたちで音声ガイダンス設備を設置し、「電話が通じない」という苦情に対応しておりますが、より安定した受信が可能となるよう抜本的に設備を更新しようとするものです。

次の「防災啓発事業の推進」につきましては、20年度に避難所サインを統一し、また地域でも自主的に設置に取り組んでいただいた結果、市内に案内看板を8カ所、指定避難所16カ所にサインを整備しておりますが、さらに整備を進めようとするものです。

次の「防災体制全般の見直し」につきましては、防災に関する共助、互助の体制を強化するために、すでに社協との災害ボランティア協定や民間企業有志との災害必需物資の供給協定を締結していますが、さらに土木作業分野等にも拡充を図ろうとするものです。

次の「情報伝達方法の整備」につきましては、河川監視カメラによる映像情報を災害対策本部にあるモニターだけでなく、インターネットを通じて広く市民にも配信しようとするものです。

次の「災害時要援護者支援体制の推進」につきましては、避難所における運営マニュアルの

整備や社会福祉施設等との連携強化を図り、福祉救援ボランティアの活動を積極的に支援しようとするものです。

次に記載しております、短期から中期計画に掲げる諸項目及び短期から長期計画に掲げている諸項目につきましては、一昨年12月議会でのご報告事項と重複しており、また、これまでに一般質問等でご答弁した事項とも重複しておりますことから説明を省略させていただきたいと思っております。以上が防災体制関連事業として計画している事業でございます。

なお、最後になりますが、防災体制関連事業の推進にあたりまして、最も優先すべき重要事項は、固定系の防災行政無線が整備された現在、「災害時要援護者支援体制の推進」と「初動体制の強化」と考えています。

以上、簡単ですが、総務課からの報告をおわります。

○土木建設課長

続きまして、建設関連事業の説明をさせていただきます。お手元の資料2の概要書を申し上げます。

まず1ページですが、項目1の浸水原因分析結果につきましては、1.1の降雨状況としまして、近年集中豪雨に伴う比較を行っております。平成21年7月24日に発生しました集中豪雨は、1時間雨量が98.0ミリメートルで、時間最大雨量101ミリメートルであり、本市では過去最大級の降雨でした。添付資料として2ページ、3ページ、4ページに各年度ごとに「降水量及び水位等調べ」を、また、5ページに「時間最大雨量」表を添付しております。つづきまして、6ページの1.2の被害状況としまして、近年集中豪雨に伴う飯塚市全域の家屋の床上・床下浸水状況を明記しております。

平成21年度は、平成15年度の浸水被害よりは軽減されたものの、市全域の浸水被害面積は891ヘクタールで、被害状況は死者1名、家屋浸水1,385世帯、店舗・事務所浸水は425件でした。

7ページ、8ページ、9ページにそれぞれ災害被害状況一覧表を添付しております。なお、7ページの被害状況一覧表は旧飯塚市分のみ記載であります。

続きまして、10ページをお願いします。1.3の浸水原因としまして、既往最大規模の降雨であった事で、河川・水路等の施設の排水能力を超えたため、河川の上昇により、内水が滞留し被害をもたらしたものであります。項目2の浸水対策の検討と方針としまして、2.1で流路処理対策の検討の考え方を記載しております。2.2の降雨強度解析は、平成21年度の確率雨量は10年確率で1時間当たり65.7ミリメートルとなっております。11ページの2.3の浸水対策の方針としましては、今回、解析いたしました計画雨量65.7ミリメートルに対し能力が不足する流域面積7,883ヘクタールが対象の各河川、水路及び内水施設の検討を行い「飯塚市防災（浸水）対策基本計画」を策定後、積極的に取り組んでいく事としております。項目3の浸水対策につきましては、平成15年度、平成21年度、平成22年度に発生いたしました集中豪雨による浸水被害の軽減に向け流域毎に対策案を計上し、「飯塚市防災（浸水）対策基本計画」を策定するものであります。

続きまして、資料1の2ページ目をお願いします。建設関連事業について説明させていただきます。区分といたしましては、平成23年度から平成27年度までの5箇年の間に実施予定の事業を短期事業、平成28年度から平成32年度までに実施予定の事業を中期事業、平成33年度以降に実施予定の事業を長期事業として位置付けしており、基本的には浸水被害が多く発生した地区や、今後も発生しうる水害に対し早急に対応する必要がある事業を計画しております。まず、短期事業でございますが、河川や水路の改修、調整池の新設、排水ポンプの新設等、市全域の浸水被害解消を目的に各地区の浸水対策事業を計上しており、23事業で61億円を計画しております。国・県との協議に時間を要すると思われ、中期・長期に位置付けしております事業のうち、中期事業は13事業で52億円、長期事業は7事業で35億円を

計画しており、短期・中期・長期合わせまして合計43事業で148億円を計画しております。

なお、これらの事業につきましては、合併特例債を活用し実施したいと考えております。合併特例債の適用期間につきましては平成27年度までであり、現在の基本計画では短期事業のみの活用となっておりますが、中・長期事業に関わらず、実施可能な事業につきましては、平成27年度までに実施してまいりたいと考えております。なお、放流先であります国・県とも協議を重ね、積極的に事業を実施してまいりたいと考えております。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

1点だけ確認いたしますけれど、下流域、旧飯塚のときに、平成15年に水害が起こりその対応策をしてたやつがですね、その後実施が遅れてきて、そして今度新しく短期の中に載ってきておるわけですが、現実的に、平成15年度、21年度、22年度の水害の状況を見てるときにですね、ここには颯田のポンプ新設が計上されておりますけど、鯉田地区のポンプ場は能力が足りないのではないかというふう再三指摘してきておりますけれど、それについては短期計画の中には載ってきておりませんが、それについての対応を明確にご答弁いただきたいと思っております。

○土木建設課長

鯉田のポンプ場につきましては国の所管しておりますポンプ場でございます。飯塚市の分ではございませんので、国に要望等を行っておるところでございます。今回、新たに浸水計画を立てて協議も行っております。今後その雨の状況は大体過去の部分で分かるわけですが、今後の浸水計画の実施状況等を踏まえまして、その中でも本年度から、去年からもずっと言っておりますけど文章等の中でもやりとりをして、国のほうへ増強を要望したいというふう考えております。

○道祖委員

短期、中期、長期においてですね、一番下に各所浸水対策事業というふうになっております。これについては短期、中期長期で載せているわけですが、どういう考え方で載せているのか、ご説明願いたいと思っております。

○土木建設課長

短期、中期、長期すべての部分で各所浸水対策事業ということで計画しております。これは事業の多い、例えば委託業務であるとか大きな水路以外の部分の水路の改修、それからため池、小中学校及び公園の調整池化等、そういう大きなものでない部分を、各所の中でやっていきたいというふう考えて計画を上げております。

○道祖委員

当然それじゃあ短期、中期、長期のここに23事業と書いておりますが、その部分の予算も考えて、この数字になってきていると、総額148億円になってるというふうに理解したらいいんですか。いろいろやっていき始めたならもう少し膨れ上がることもあり得るんじゃないですか。

○土木建設課長

いまの計画ではその部分も含んで148億円というふうに計画しております。ただし今後まだこの計画に載っていないもの等、やはり細々したものもいっぱいあります。そういうものも実施の中で、ここもやったほうが良いというふうなことが出てきた場合には、なるべく財源の確保された特例債の中の部分で、5カ年の中なるべく早めにやっていきたいということからして、148億円が膨れるということも考えられるところがございます。

○道祖委員

対策についてはおそらく3月議会の予算の中にはもう頭出しができてるかと思っておりますけれど

も、合併特例債は一応5年延長を願っておりますけど、5年ですので、できるだけここに書かれてる対策を実施できるように取り組んでいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます、質問を終わります。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。